

川崎市福祉サービス第三者評価事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当事者（川崎市及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から川崎市が提供する福祉サービスの質を評価する川崎市福祉サービス第三者評価事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定め、福祉サービスの質の向上及び利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(対象とする施設)

第2条 本事業において対象とする施設は、川崎市が運営する社会福祉施設とする。

(対象とするサービス種別)

第3条 本事業において対象とするサービス種別は、別表1に定めるサービスとする。

(評価手法)

第4条 本事業における評価は、別表2に定める共通評価領域に基づき、健康福祉局長が別に定める評価手法（以下「川崎市の評価手法」という。）を使用して行うものとする。

(評価機関)

第5条 本事業における評価は、次の各号に掲げる要件を満たす第三者機関が行うものとする。

- (1) かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）から評価機関として認証を受けていること。
- (2) 川崎市の評価手法の使用を推進機構に承認されていること。

(評価調査者)

第6条 本事業における評価調査は、次の各号に掲げる要件を満たす者が行うものとする。

- (1) 推進機構に評価調査者として登録されていること。
- (2) 川崎市が実施する所要の研修を修了していること。

(公表)

第7条 本事業における評価の結果は、推進機構及び本市のホームページにおいて公表するものとする。

(評価機関及び評価調査者の育成)

第8条 本事業の円滑な運営を図るため、川崎市は必要な研修を実施し、評価機関及び評価調査者を育成するものとする。

(民営施設の啓発)

第9条 民営の社会福祉施設を受審を促進するため、川崎市は本事業の広報・啓発に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月26日から施行する。

別表1（第3条関係）

対象分野	サービス種別
児童	認可保育所
障害	身体障害者更生施設（肢体不自由者） 身体障害者更生施設（視覚障害者） 身体障害者更生施設（聴覚・言語障害者） 身体障害者更生施設（内部障害者） 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮

別表2（第4条関係）

共通評価領域	設定する評価事項
1 人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の権利の擁護 ・プライバシーの保護 ・身体拘束、体罰、虐待の防止への取り組み ・生活の場としての環境整備 等
2 利用者の主体性・個別性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度の向上への取り組み ・利用者が意見を充分に言える体制 ・利用者の意見や意向への配慮 等
3 サービス管理システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・経営における社会的責任 ・経営者のリーダーシップ ・サービスの質の向上に向けた取り組み ・苦情解決のしくみの確立 等
4 危機管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理・安全の確保 等
5 地域との交流・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やボランティアの交流の場の提供 ・関係機関との相談・連携 等
6 運営上の透明性の確保と継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針、中・長期計画の策定及び職員や利用者への周知 ・情報開示への取り組み ・経営改善への取り組み 等
7 職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上に向けた研修の充実 ・職員の処遇・就業環境への配慮 ・職員の参加によるサービス内容の点検・評価 等
8 サービスの実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野別に設定